

交通政策審議会海事分科会船員部会
第2回漁業（いか釣り）最低賃金専門部会 議事次第

令和7年2月21日（金）

10：30～12：00

3号館8階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 漁業（いか釣り）最低賃金の額の決定について

3. 閉 会

漁業（いか釣り）最低賃金専門部会委員名簿
（敬称略、五十音順）

（公益を代表する委員）

河野真理子 早稲田大学法学学術院 教授

◎野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

（関係船員を代表する委員）

釜石 隆志 全日本海員組合 水産局水産部専任部長

漢那 太作 全日本海員組合 水産局水産部長

（関係使用者を代表する委員）

中津 達也 （一社）全国いか釣り漁業協会 会長

谷地 充晴 株式会社ヤマツ谷地商店 代表取締役社長

◎専門部会長

配布資料一覧

資料1 漁業（いか釣り）最低賃金専門部会とりまとめ（案）

資料2 最低賃金の額の決定に係る参考資料

- ・ 漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年11月30日平成19年国土交通省最低賃金公示第3号）
- ・ 漁業（大型いか釣り）の最低賃金の改正状況
- ・ 漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の改正状況

(案)

船員に関する特定最低賃金（漁業（いか釣り）最低賃金）について

交通政策審議会海事分科会船員部会

漁業（いか釣り）最低賃金について、下記のとおり結論とする。

記

漁業（いか釣り）最低賃金については、以下のとおりとすることが適当である。

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、いか釣り漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第17号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第5項に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第3項の船員に係る最低賃金額

月額 1人歩船員

円

(月払いとする)

この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

最低賃金の額の決定に係る参考資料

漁業（大型いか釣り）最低賃金

平成19年11月30日	平成19年国土交通省最低賃金公示第3号
一部改正平成20年12月1日	平成20年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成22年1月29日	平成22年国土交通省最低賃金公示第1号
一部改正平成23年1月21日	平成23年国土交通省最低賃金公示第1号
一部改正平成23年12月8日	平成23年国土交通省最低賃金公示第3号
一部改正平成24年11月20日	平成24年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成26年3月3日	平成26年国土交通省最低賃金公示第2号
一部改正平成26年11月20日	平成26年国土交通省最低賃金公示第4号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、大型いか釣り漁業（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第13号に掲げる漁業のうち、総トン数200トン以上の動力漁船により、釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により下記5に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

大型いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第3項の船員に係る最低賃金額

月額	1人歩船員	203,300円 (月払いとする。)
----	-------	-----------------------

この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成19年国土交通省最低賃金公示第3号）
この公示は、平成19年12月30日から効力を生ずる。

附 則（平成20年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成20年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成22年国土交通省最低賃金公示第1号）
この公示は、平成22年2月28日から効力を生ずる。

附 則（平成23年国土交通省最低賃金公示第1号）
この公示は、平成23年2月20日から効力を生ずる。

附 則（平成23年国土交通省最低賃金公示第3号）
この公示は、平成24年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成24年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成24年12月19日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）
この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）
この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

漁業(大型いか釣り)の最低賃金の改正状況

年 度	決定事項	最低賃金額
平成12年度	1,700円UP ^① (3年間で5,000円是正)※	193,500円
平成13年度	1,700円UP ^②	195,200円
平成14年度	据え置き	195,200円
平成15年度	据え置き	195,200円
平成16年度	据え置き	195,200円
平成17年度	据え置き	195,200円
平成18年度	据え置き	195,200円
平成19年度	400円UP ^③	195,600円
平成20年度	400円UP ^④	196,000円
平成21年度	400円UP ^⑤	196,400円
平成22年度	200円UP ^⑥	196,600円
平成23年度	100円UP ^⑦	196,700円
平成24年度	100円UP ^⑧	196,800円
平成25年度	6,300円UP	203,100円
平成26年度	200円UP	203,300円

※ 平成12年度決定(5,000円)の対応状況

\leftarrow 1,700円 \rightarrow	\leftarrow 1,700円 \rightarrow	\leftarrow 1,600円 \rightarrow
①	②	③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧
		400 400 400 200 100

↑

漁業(かつお・まぐろ)の最低賃金の改正状況

年 度	決定事項	最低賃金額	備考欄
平成13年度	200円UP	192, 000円	漁業(遠洋まぐろ)
平成14年度	据え置き	192, 000円	"
平成15年度	据え置き	192, 000円	"
平成16年度	据え置き	192, 000円	"
平成17年度	据え置き	192, 000円	"
平成18年度	据え置き	192, 000円	"
平成19年度	200円UP	192, 200円	"
平成20年度	据え置き	192, 200円	"
平成21年度	据え置き	192, 200円	"
平成22年度	据え置き	192, 200円	"
平成23年度	300円UP	192, 500円	"
平成24年度	200円UP	192, 700円	"
平成25年度	6, 300円UP	199, 000円	"
平成26年度	300円UP	199, 300円	"
令和4年度	最低賃金設定	199, 300円	漁業(かつお・まぐろ)
令和5年度	4, 000円UP	203, 300円	"
令和6年度	10, 000円UP	213, 300円	令和7年3月12日より 効力発生見込み